

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
西菱電機株式会社(兵庫県伊丹市藤ノ木3-5-33)[1000020616]
2. 資格登録停止措置の期間  
平成30年12月28日 ~ 平成31年1月10日 (2週間)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該有資格業者は、「東京支社管内 道路情報板設備更新工事」(東京支社発注)において、道路情報板の支柱・基礎抗の製作遅延を理由に、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたものである。
5. 資格停止措置理由  
有資格業者である上記の事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)